

【協議内容】学校体育施設や校舎、社会教育施設などの活用について

- ・学校部活動のみで使用していた物をリストアップするなど、学校備品の整理について、引き続き学校への依頼を進める。
- ・令和8年度に学校部活動が終了したとき、これまで使用していた部室が空き倉庫となる。この空き倉庫は、地域クラブが練習道具の保管場所として使用することは可能であるが、必ず使用できるとは限らない。学校の部室の場所や空き状況にも関係するため、練習道具の保管場所として使用できるかは、会場校の校長と相談が必要である。
- ・スポーツ施設での物品の保管場所としての倉庫については、個別の団体には倉庫の設置を許可していない。スポーツ協会と連携し、各連盟に許可をしているという状況である。
- ・施設使用料の減免措置の対象については改めて検討する。すべての団体を減免対象とすることは困難であると考えられるが、中学生が参加している団体については減免対象とすることで進めていきたい。
- ・学校施設の開放については、学校と調整を行いながら開放が可能な箇所から整備を進める。また、団体にとってはどこが開放されるのかが重要な情報となるため、可能な限り早期に発信していく。
- ・小学校の学校施設の開放についても検討したい。